

令和6年度第1回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に 関する審議会

令和7年3月24日（月）午後2時
小笠原村役場本庁会議室A
小笠原村母島支所大会議室
webexによるオンライン会議

1 議題

議題第1号 会長の互選について

2 その他 ペット条例の運用状況について

<配布資料>

- ・ 審議会委員名簿
- ・ 資料1 ペット条例の運用状況と今後の取組みについて
- ・ 資料2 持込み申告関連資料
- ・ 資料3 ペットの飼養状況
- ・ 参考資料1 ペット条例
- ・ 参考資料2 ペット条例審議会運営規則

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会委員名簿

氏名	位置付け	現職等
若松 佳紀	関係行政機関の職員	環境省関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所 国立公園保護管理企画官
星野 和真	関係行政機関の職員	東京都島しょ保健所小笠原出張所 生活環境推進担当・獣医師
竹澤 博隆	関係団体の役員又は職員	一般社団法人小笠原村観光協会 理事
川畑 豪也	関係団体の役員又は職員	一般社団法人小笠原母島観光協会 代表理事
松林 久美子	関係団体の役員又は職員	社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会 職員
堀越 和夫	関係団体の役員又は職員	特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所 理事長
高橋 恒彦	識見を有する者	公益社団法人東京都獣医師会 業務執行理事・獣医師
宮川 空	飼い主の会の会員	OPO の会（父島） 代表
有賀 文子	飼い主の会の会員	299 の会（母島） 代表

【任期】

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで

ペット条例の運用状況と 今後の取組みについて

1. 条例制定の背景

- 生活のパートナーとして飼われる愛玩動物（ペット）は、人間の管理下を離れると、外来種として生態系に被害を与えることがある。
- 平成27年、行政機関や関係団体等で「愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題ワーキンググループ（WG）」を立ち上げ、愛玩動物を飼養することを容認しつつも、外来種リスクを低減する『人とペットと野生動物の共存を目指す』ことを基本的な理念とし、「小笠原村における愛玩動物対策の基本的考え方」を策定（WG 3回開催）。
- 平成28年、現行の愛玩動物管理の課題とそれに対応することを仮想した制度案を具体的に議論し、条例化の検討を開始（WG 3回開催）。
- 平成29年、母島と父島で村民向けシンポジウムを開催し、検討状況を周知（WG 2回開催）。
- 平成30～令和元年、WGの開催と並行して、検討結果や制度案の概要について、科学委員会、地域連絡会議、住民説明会等で説明・報告。（WG 9回開催）
- 令和2年、1月にパブコメを実施し、3月に条例を制定。以降、ペットの飼養登録準備、動物対処室等の体制整備、条例の広報を推進。
- 令和2年7～11月、村内の全世帯を対象としたペットの飼養状況調査を実施（全戸 配布・回収、郵送、電話、訪問）。185／1445世帯がペットを飼養（回答率93.6%）。
- 令和3年4月、条例を一部施行（飼養登録制、適正飼養等の運用開始）、11月に審議会設置。
- 令和4年2月～令和5年11月、審議会において犬の適正飼養について審議し答申。

2. ペット条例の構成

目的：人とペットと野生動物の共存を目指す。

海洋島特有の小笠原の生態系は、外から持ち込まれるあらゆる動物に対して脆弱であるため、ペットの適正飼養を推進し、ペット由来の外来種による小笠原の生態系への影響を未然に防止する。

①持ち込んでよいペット以外のペットの持込みを制限

→村内に持ち込まれるペットの種類を制限し、村内における生態系へのリスクを減らす

ペットについて、
適正に管理・飼養
できる制度を
構築

②動物の持ち込みの申告義務（入口対策）

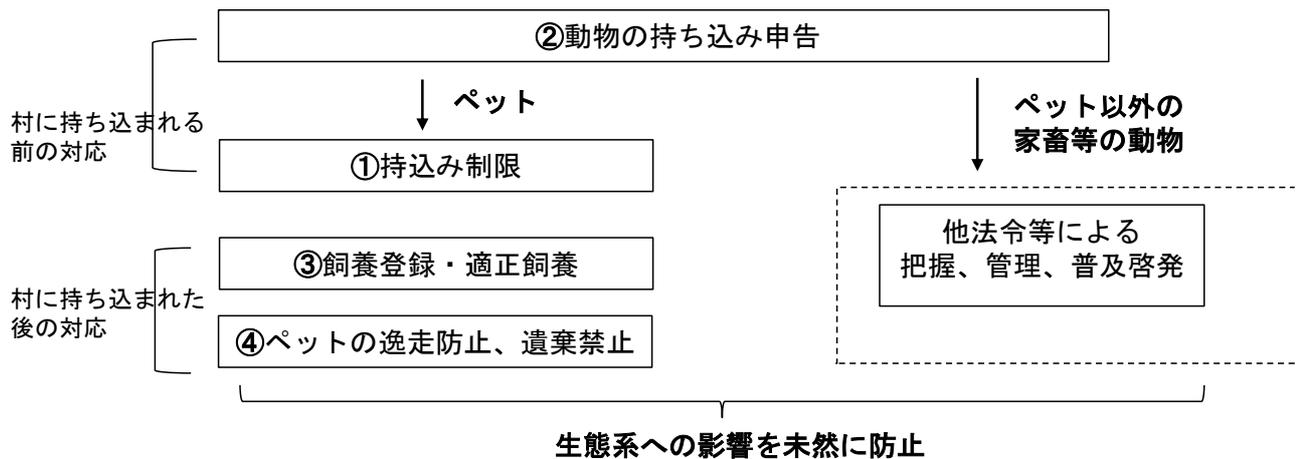
→村内に持ち込まれる動物を把握し、持ち込めるペットかどうかを確認する

③ペットの飼養登録・適正飼養義務等

→村内で飼養されるペットを把握し、適正飼養を推進する

④ペットの逸走防止、遺棄禁止等（出口対策）

→ペットが生態系に与える影響を未然に防止する



3. ペットの登録・適正飼養の義務・遺棄の禁止等

令和3年4月～施行

主旨：村内で飼養されるペットの把握、適正飼養を推進し、ペットが生態系に与える影響を未然に防止する。

対象動物：ペット（愛玩又は鑑賞の目的で飼養する全ての動物）

対象者：飼い主（村民、観光客に限らず、村内でのペットの飼養期間が30日を越える場合）

<登録・報告の義務等>

ペットの飼養登録の義務

ペットの飼養状況の報告の義務

<適正飼養の義務等>

①環境衛生保持の義務

②終生飼養の義務（飼育放棄禁止）

③個体識別の義務：猫・犬は、マイクロチップ装着の義務

④繁殖制限の義務：猫は、避妊・去勢の義務

⑤飼養数の制限：猫・犬は、飼養上限数を5頭までとする

※犬の適正飼養に関する規定について

犬については、村からの諮問を受けペット条例審議会において、令和4年2月から令和5年11月までの約2年間に渡り、①犬の飼養状況と飼い主の意向、②既存の各種関連法令等とそれらの村内での運用状況、③世界自然遺産登録地における野生動物への脅威等に着目し総合的に分析し審議した。

審議の結果、マイクロチップの装着義務化、繁殖制限は努力義務のまま、飼養上限数を5頭まですること及び条例での規定は求めないが条例の運用に合わせて対応すべき事項について答申した。

この答申を受けて、村は、犬の適正飼養に関し令和4年3月に条例を一部改正、令和4年4月から施行した。

<ペットの遺棄の禁止等>

①遺棄の禁止

②逸走防止の義務（室内飼養または逸走防止のための措置）

③逸走時の捜索・通報の義務

4. 動物の持ち込み申告の義務

令和6年10月～試行実施、段階的に施行

主旨：村内にどのような動物が、どういった手段で、どの程度持ち込まれているのかを把握する。
持ち込み制限の施行後は、持ち込めるペットかどうかを事前に確認する。

対象動物：すべての動物（種類、目的を問わず意図的に村内に持ち込む動物。すでに飼養登録されているペットも含む）

対象者：すべての人（観光客、村民、動物のみの移動も含む）

<持ち込み申告制度の試行実施>

令和6年10月から開始。

環境課への申告書の提出またはWebフォームでの申告のほか、おがさわら丸出港日の竹芝客船ターミナルにおける申告受付を試行中。

<申告手続き>

①小笠原に持ち込む日までに事前申告する。

②申告内容

ペット登録の有無、持ち込む動物の種類、性別、数、飼養目的（ペット、その他の目的）、特徴、持ち込む方法（おがさわら丸の場合のペトルーム使用・チッキ・貨物輸送、その他の方法（郵便、ヨットによる持ち込みなどを想定）、持ち込み期間

③申告者には申告証明書を交付する。

<試行実施実績>

持ち込み年月	申告数	ペトルーム使用数	申告率
令和6年10月	9件 犬 9頭	—	—
11月	6件 犬 5頭 猫1頭	—	—
12月	11件 犬11頭 猫1頭	13頭 犬11頭 猫2頭	84.6%
令和7年 1月	11件 犬 9頭 猫2頭	13頭 犬10頭 猫3頭	84.6%
2月	4件 犬 4頭	9頭 犬 9頭	44.4%

5

<今後のスケジュール>

- ・村民、来島客への周知及び竹芝の受付窓口など事前申告にかかる課題を整理し、令和7年度以降の施行を検討中。
- ・持ち込まれている動物の状況と村内で飼養されているペットの登録状況も勘案し、ペットの持ち込み制限を検討する。

<課題>

- ・犬、猫以外の動物について持ち込みの実態が不明。ペトルームなどを使用せずに持ち込まれている可能性がある。
犬、猫の昆虫などを持ち込む場合は、持ち込み方法によらず申告が必要であることの周知が必要。
- ・来島者への周知を強化。
現在、村ホームページ、小笠原海運（株）パンフレット、竹芝客船ターミナルチラシ掲示・受付窓口設置・チッキ受付での周知、おがさわら丸船内チラシ掲示などを実施中。
- ・村民の飼い主への周知
登録済みのペットであっても内地から連れて帰ってくる際は申告が必要であることの周知。
- ・村民の飼い主の申告の簡便化
来島者と同様に事前申告が必要。飼養登録証の提示のみでの申告を可能とするなどを検討する。

(持ち込み制限施行後)

- ・持ち込みが制限されているペットについて、竹芝出港日当日に持ち込み申告があった場合の対応などの精査。

6

5. 持ち込んでよいペット以外のペットの持込みを制限

持込み申告施行後、段階的に施行

主旨：小笠原に持ち込みことができるペットを制限し、村内における生態系へのリスクを減らす

対象動物：ペット（種類を問わない。すでに飼養登録されているペットは含まない）

対象者：すべての人（観光客、村民、動物のみの移動も含む）

- 持ち込むことができるペット以外は、村外から村内への持ち込みを禁止する。
→あらゆる動物に対して、個別に許可基準をつくることは難しいため、一律に種類を制限
- 持ち込むことができるペットの選定にあたっては、犬、猫等と同様、個別に適正飼養に係る規定も検討。

<持込み制限の検討>

登録制度による飼養状況の把握、申告制度による持込み状況の把握等により社会的ニーズを整理し、持ち込むことができるペットの種類を選定、制限の導入時期を検討する。

持ち込むことができるペットの種類を選定の検討にあたっては、種類ごとにそれぞれの専門家に対し生態系へのリスクや管理方法などについてヒアリングを行い、科学委員会に助言を求め、審議会において調査審議する。

<ホワイトリスト方式>

持込み制限について、「特定外来生物」の指定のないいわゆる「ブラックリスト」方式ではなく、持ち込んでもよい・飼ってもよいペットを指定する「ホワイトリスト」方式を採用した。

これは、外来種に対して非常に脆弱な小笠原の生態系にとっては、ペットの持込みに関しあらゆる潜在的风险を想定しなければならず、個別に判断するブラックリスト方式は運用が非常に難しくなることが想定されたためである。

ホワイトリスト方式により、個別に判断せず一律に制限をかける仕組みとしている。

<持込み制限制度の運用体制の検討>

持込み制限制度を運用するにあたっては、制限を徹底するための体制の準備が必要となる。

持ち込んではいけない動物について、持込み申告があった場合の指導、乗船当日に申告があった場合の対応、虚偽の申告や未申告により村内に持ち込まれてしまった場合の対応などを検討する。

7

6. 持込み可能リスト（ホワイトリスト）の選定の考え方

（愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散に関する地域課題ワーキンググループ案）

検討の前提条件

- ・すべての動物には、逸走・野外定着による生態系への影響リスクが存在
- ・マネジメントの実効性の確保

→ブラックリスト方式ではなく、ホワイトリスト方式の採用

①生態系への影響リスクの情報整理

- ・野外に逸走した際の生態系リスクが明らかかどうか
- ・小笠原において野生状態で定着しているかどうか



②適正飼養の可能性とその担保の整理

以下の3つの観点を中心に、適正な管理の徹底が見込まれるかどうか

- ・家畜化、大衆化されている（小笠原村内における飼養実績の整理）
- ・適正な飼養方法が確立されている
- ・適正な飼養指導の体制が確立されている（獣医師などの指導を受けることができるかどうか）

→終生飼養、繁殖制限、飼養数上限、個体識別、逸走防止装置等を義務付けることで、個人の資質・飼養能力に関係なく適正飼養を担保する



③「①」で整理した生態系への影響リスクに応じ、「②」の適正な管理の徹底が見込まれることで、万が一に逸走しても生態系への影響を限りなく少なくするようにできるかどうかを検討

- ・野外での個体群形成のリスク（繁殖制限や飼い方、動物の生態により定着の可能性が低いかどうか）
- ・希少種等の捕食、食害のリスク（野生下ではすぐ死亡する。または、再捕獲が可能かどうか）



以上を踏まえ、現時点では、犬、猫及び登録個体のみを持ち込み可能としている。

8

7. 持込み可能リスト（ホワイトリスト）の検討案

（愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散に関する地域課題ワーキンググループ案）

<哺乳類>

リスト掲載種：犬、猫

- ・室内飼養、繁殖制限を徹底する限り生態系への影響は少なく、条例による適正飼養の担保、獣医師の指導等が行われることで、一般的に、飼い主の管理の徹底が見込まれる。
- ・万一逸走した場合でも捕獲などの体制が整備されており、また、繁殖技術が確立されていることから、その徹底により新たな個体群の形成のおそれを少なくすることができる。

リスト掲載候補種：ウサギ、モルモット、ハムスター

- ・家畜化された動物でかつ室内飼養が前提のペットであり、条例による適正飼養の担保、獣医師の指導等が行われることで、一般的に、飼い主の管理の徹底が見込まれる。
- ・万一逸走した場合でも、再捕獲は困難であるものの、モルモット、ハムスターについては、個体群の形成のおそれは少なく、ウサギについても個別飼育を徹底することで、野外での繁殖による新たな個体群形成のおそれが少なくすることができる。
- ・繁殖制限は困難であることから、飼養上限数を1個体までに制限する案もでている。

9

<鳥類>

リスト掲載種なし

- ・室内で飼われる限り生態系への影響は少ないが、一般的に管理の徹底の見込みが不明である。
- ・万一逸走した場合、再捕獲は困難であり、種類によっては、生態系への影響は計り知れない。

<平成30年第4回WG時のリスト掲載案>

小型の鳥類については、小型であることから室内ケージ飼いが通例であり、寿命も比較的短いことから、管理の制度(条例による個別飼育、飼養数制限、室内飼養など)や、管理体制(獣医師による指導など)が整備されており、一般的に、飼い主の管理の徹底が見込まれる。また、逸走後の影響については、飼養数制限及び個別飼育を徹底することで、繁殖による新たな個体群形成のおそれが少なくなる。これらのことから以下をリストに記載することを検討する。

インコ科の小型種(セキセイインコなど)、オウム科の小型種(オカメインコなど)、アトリア科の小型種(カナリア)、カエデチヨウ科の小型種(ブンチョウ、ジュウシマツ)

※インコ科、オウム科は種類を限定せず、「小型種」の定義を体重100g程度以下、体長20cm程度以下と内規で規定

<掲載案に対するWG意見>

・鳥類の飼養は、原則禁止の方針とする。ただし、鳥類を飼養している村民もいるため、許可制の余地を残す。

①鳥類飼養を全面禁止とする意見

- ・他地域ではセキセイインコの逸走個体が繁殖して帰化している事例がある。
- ・不妊化が難しい、逸走のリスクが高い、逸走後の捕獲が困難、逸走後の繁殖のリスクがあることから、禁止した方が良い。
- ・検査上の観点から禁止した方が良い。カナリアのポックスウイルスは確実にハトに伝染する。
- ・小型のインコ類のみを認める場合、線引きが不明瞭であれば、混乱を招く恐れがある。
- ・全面禁止なら禁止で、はっきりと区別がついた方が飼い主を説得しやすい。
- ・鳥類に限らず飼養を認めるものと認めないものの線引きを明確にし、その基準を満たさないものは一律禁止などと決めた方が良い。
- ・イヌ、ネコ以外の動物は、技術的な検証や強固な逸走防止対策等を行った場合のみ飼養を認めるということで良い。
- ・コストは裏返しに言うリスクになる。生態系維持のマネジメントコストを考えると、原則は鳥類の飼養を禁止した方が良い。

②鳥類飼養の全面禁止に対する留意事項

- ・羽根を抜くなど何らかの対応を取ることで、逸走リスクをイヌやネコと同じレベルまで低減できるのではないか。
- ・鳥類を飼養する人は、長年にわたり飼っている人も多く、他の動物とは異なる魅力を感じているものである。
- ・村民の生活が過度に窮屈になってしまう可能性も懸念される。
- ・本協議に参加していない村民に対して、しっかりと意見を聞く場を設け、十分に周知すべきである。
- ・村の持ち家率は16%程度と非常に低い。もともと動物を飼いつづい環境下で、さらにこうした条例を整備すれば、動物を排除する結果になりかねない。

③その他

- ・鳥類の飼養禁止を前提として、神奈川県の実例に倣って、一般村民に野鳥保護に携わってもらえるしくみを作れると良い。

10

<両生類>

リスト掲載種なし

- ・室内で飼われる限り生態系への影響は少ないが、一般的に管理の徹底の見込みが不明である。
- ・万一逸走した場合、再捕獲は困難であり、種類によっては、生態系への影響は計り知れない。
- ・両性類は、もともと小笠原に存在しない分類群であり、持ち込み又は飼うことは、原則認めない。

<爬虫類>

リスト掲載種なし

- ・室内での飼養を徹底する限り生態系への影響は少ないと思われるが、カメについては、比較的寿命も長く飼育放棄につながりやすいことから、管理の徹底の見込みが不明である。
- ・万一逸走した場合、再捕獲は困難であり、種類によっては、生態系への影響は計り知れない。内地の水域では広くミシシippアカミミガメが定着し、在来のカメ類への影響等が危惧されているほか、カミツキガメのように危険な生物もあちらこちらで発見されている。小笠原においても、グリーンアノールのほか、ミシシippアカミミガメについても定着の可能性が示唆されており、今後も新たな外来種の定着も考えられる。
- ・島内に既に定着している動物も存在しており、島内で捕獲した動物については、再度野生にかえさないことを前提に、飼うことについては差し支えない。

11

<魚類>

リスト掲載種なし

- ・水槽内での飼養を徹底する限り生態系への影響は少ないと思われるが、一般的に、管理（飼養に付随する水、植物、餌を含む）の徹底の見込みが不明である。
- ・万一逸走した場合、再捕獲は困難であり、種類によっては、生態系への影響は計り知れない。内地ではソウギョのように水生植物を大量に食害する魚類や、ブラックバス・ブルーギルのように他の魚類を捕食し壊滅的な影響を与える魚類も知られている。小笠原ではグッピーのように既に定着し、子供達の愛玩動物となっている魚類がみられ、今後、新たな外来種の定着も考えられる。
- ・グッピーなど種によっては島内に既に定着している動物も存在しており、島内で捕獲した動物については、再度野生にかえさないことを前提に、飼うことについては差し支えない

<昆虫類>

リスト掲載種なし

- ・飼育ケース内で飼養を徹底する限り生態系への影響は少ないと思われるが、管理（飼養に付随する土、植物、餌含む）の徹底の見込みが不明である。
- ・万一逸走した場合、再捕獲は困難であり、種類によっては、生態系への影響は計り知れない。内地では外来のカブトムシやクワガタムシの飼育ブームが続いており、野外への逸走・定着によって在来種との競合や交雑等の影響が発生している。また生物農薬として輸入された外来バチによる生態系への影響も危惧されている。また、外国産のクワガタに寄生する「クワガタナカセ」と呼ばれるダニのような寄生虫、さらにウイルス病の持ち込みリスクも考えられる。小笠原ではセイヨウミツバチの定着による生態系への影響が考えられ、今後、新たな外来種の定着も考えられる。
- ・種によっては島内に既に定着している動物も存在しており、島内で捕獲した動物については、再度野生にかえさないことを前提に、飼うことについては差し支えない。

12

<その他 無脊椎動物等>

リスト掲載種なし

- ・飼育ケース内で飼養を徹底する限り、生態系への影響は少ないと思われるが、管理（飼養に付随する土、水、植物、餌含む）の徹底の見込みが不明である。
- ・万一逸走した場合、再捕獲は困難であり、種類によっては、生態系への影響は計り知れない。内地では全国的にアメリカザリガニが定着し、水域生態系における外来種の代表的な種になっているほか、北海道では外来のウチダザリガニがニホンザリガニと競合するなど、影響が危惧されている。小笠原においてもアメリカザリガニの定着の可能性が考えられ、今後、新たな外来種の定着も懸念される。
- ・テナガエビなど種によっては島内に既に定着している動物も存在しており、島内で捕獲した動物については、再度野生にかえさないことを前提に、捕獲する動物については、飼うことを可能とする。

令和 年 月 日

小笠原村長 殿

申告者 氏名：
住所：
電話番号：

(*ペット登録済みの方は、住所・電話番号の記載省略可)

動物の持込み申告書

動物の持込みに関し、次のとおり申告します。

交付番号	R7-
------	-----

持込む方法	<p>・おがさわら丸 ペットルーム ・ 手小荷物(チッキ) 貨物輸送(郵便等)</p> <p>・その他方法 ()</p>
持込み期間	<p>〈持込み日〉令和 年 月 日 ～ 〈持出し日〉令和 年 月 日 *観光等による一時的な滞在の場合は、持ち出す日を記入してください。</p>
ペット条例による登録	<p>持ち込むペット・動物が複数いる場合はすべて記載してください。</p> <p>・登録している →登録番号または種類・呼称を記載してください。 ()</p> <p>・登録していない →持ち込むペット・動物について、下表に記載してください。</p>

持ち込む動物が登録しているペットのみの場合は、下表の記載は不要です。

	種類(品種)	性別	数	飼養目的	特徴
動物の種類等	・犬 ()				
	・猫 ()				
	・その他				

*記入に関しては裏面の「申告に係る留意事項」をお読みください。

(申告に係る留意事項)

- 1 ペットに限らず、すべての「動物」について、持ち込む場合に申告してください。
「動物」とは、人の意思により飼養又は保管された動物のことをいい、非意図的な状態は含みません。また、分類学上の「動物界」(脊椎動物及び無脊椎動物)と同義とするものであり、細菌等はそれ単体では扱いません。
- 2 食用として活魚等、釣りの活き餌等、飼養されることなく単に持ち込み保管し、何らかの形で処分される動物等は申告の対象外とします。
- 3 登録済みのペットについても、村外に持ち出し再度村内に持ち込む場合は申告してください。
- 4 申告者が複数人となる場合は、代表者が記名してください。事業者等が申告者となる場合は、事業者名、代表者名及び所在地を記入してください。
- 5 おがさわら丸で持ち込む以外に、郵便等で貨物輸送する場合やヨット等で持ち込む場合など、持ち込む方法によらず申告してください。
- 6 「種類(品種)」は、動物の種について詳細を記入してください。
- 7 「性別」が不明の場合は、不明と記入してください。
- 8 「数」は、性別ごとに個体数を記入してください。
- 9 「飼養目的」は、ペット、農業・畜産業・水産業等の産業、教育や研究等の動物の飼養目的を記入してください。
- 10 「特徴」は、毛色、体色、大きさ、幼体・成体の別(生殖可能な状態まで成長しているかどうかの別)、その他の特徴を記入してください。
- 11 複数持ち込まれる場合に、申告書1枚に書ききれない際は複数枚に分けて記入してください。2枚目以降は、住所、電話番号の記入は省略してください。

動物持込み申告証明書

令和 年 月 日

交付番号 R 7-

氏名

持ち込む動物

小笠原の生態系を守るため、持ち込んだペットなどは逃げないように管理しきちんと飼いましょう。

万が一逃げってしまった場合は、すぐに小笠原村環境課に連絡してください（04998-2-2270）。

小笠原村

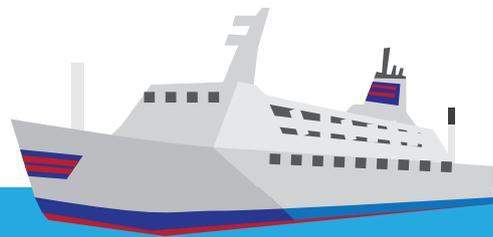


人とペットと野生動物が共存できる島を目指して



小笠原へ動物を持ち込む方へ

制度の試行中です！



動物の持ち込み申告

に

ご協力をお願いします



犬や猫だけでなく、
鳥や虫、魚、家畜も、
申告の対象です。

ぼくも！

私も！

小笠原に行くよ！

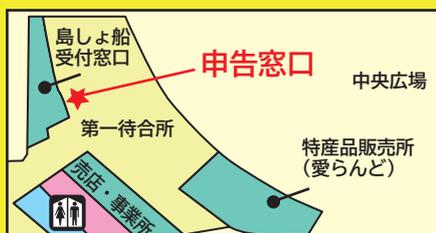
小笠原行きの
乗船までに申告を
お済ませください。

ワタシも！

申告書

オンラインでの
申告はコチラ↓から

おがさわら丸の
出航当日は以下の窓口から



小笠原に、どのような動物が、どういった手段で、どの程度持ち込まれているのかを把握するため、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例に基づく動物の持ち込み申告制度を試行的に実施しています。

【問合せ先】

小笠原村環境課 04998-2-2270

飼養動物内訳（種別、個体数）R7.3.1時点

ペット飼養世帯数：父島131世帯、母島29世帯、合計160世帯

ペット飼養世帯率：13.0%（世帯数1235世帯のうち160世帯）

犬(父:46世帯54頭,母:9世帯10頭)	64	猫(父:36世帯48頭,母:15世帯23頭)	71	魚類	162
秋田犬	1	シンガポラ	1	海水魚	4
イタリアングレーハウンド	1	ブリティッシュショートヘア	1	フグ	1
ウェルシュコーギー	8	雑種※1	69	品種不明	3
ゴールデンデュエデュル	1	小型哺乳類	14		
シーズー	1	ネズミ目（齧歯目）	12	淡水魚	158
シェットランドシープドッグ	1	ゴールデンハムスター	3	アカヒレ	30
柴犬	4	ジャンガリアンハムスター	2	オオウナギ	2
ジャックラッセルテリア	3	ティディー（モルモット）	1	オガサワラヨシノボリ	7
チワワ	3	イングリッシュ（モルモット）	2	オトシングルス	1
トイプードル	3	チンチラ	1	クーリーローチ	3
パグ	1	その他	2	グッピー	多数
フラットコーテットレトリバー	2	フクロモモンガ	1	コリドラス	10
ブルドック	1	カイウサギ	1	ポリプテレス・セネガルズ	1
ペキニーズ	1			テトラ、グリーンネオンテトラ	60
ボーダーコリー	1			プレコ、タイガープレコ	13
ポメラニアン	2	鳥類	25	ベタ	31
ボロニーズ	1	セキセイインコ	5		
豆柴	1	コザクラインコ	1		
マルチーズ	1	文鳥	7		
ミニチュアダックスフンド	2	ヒメウズラ	1		
ラフコリー	1	烏骨鶏	11		
ラブラドルレトリバー	2				
雑種（ミックス含む）	22				
は虫類	27	両生類	13	昆虫類	—
カメ	22	カエル	7	セイヨウミツバチ	多数
アカアシリクガメ	1	アマガエル、ニホンアマガエル	2	ヘラクレス・ヘラクレスオオカブトムシ	2
アンナンイシガメ	1	イエアメガエル	1	ニジイロクワガタ	2
カブトニオイガメ	4	クラウンウエルツノガエル	4		
クサガメ、ゼニガメ	1	イモリ	5	甲殻類	—
ケヅメリクガメ	1	アカハライモリ	2	エビ	—
ニシキマゲクビガメ	1	アマミシリケンイモリ	2	オパウエラ	30
ヒガシヘルマンリクガメ	1	ファイアサラマンダー	1	ヤマトヌマエビ、ヌマエビ	多数
フチゾリリクガメ	1	ウーパールーパー	1	レッドチェリー	3
マンヤマガメ	1	ゴールド	1	品種不明	多数
ミシシippアカミミガメ	3			カニ	1
ミシシippニオイガメ	3			カクレイワガニ	1
リクガメ	1				
レザーバックタートル	1			その他	—
ロシアンリクガメ	2			エビ	—
				オガサワラカワニナ	多数
ヘビ	1			ヌノメカワニナ	多数
コーンスネーク	1			カノコガイ、イガカノコ	多数
ヤモリ	4				
ヒョウモントカゲモドキ	3				
クレストッドゲッコー	1				

塗りつぶしなし 内地からの持ち込み	赤字	環境省生態系被害防止外来種リスト
小笠原諸島 外来		小笠原諸島 在来

※1：ノネコ由来の飼い猫を含む為、赤字で表記

※2：ノヤギ由来の個体と予測される為、赤字で表記

<過去に飼養されていたペットのうち特筆すべきもの>

生態系被害防止外来種：ヤギ※2、ワニガメ、チュウゴクセマルハコガメ

ヘビ：（カーペットニシキヘビ、バルンコダマヘビ、サバクナメラ、ポールニシキヘビ、モイラスネーク）

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例

令和 2 年条例第 1 0 号

(前文)

小笠原諸島は、平成 2 3 年 6 月に世界自然遺産に登録された。海洋島特有の生態系は、外来種による影響に対して極めて脆弱である。様々な効用をもたらすペットもまた、野生下に放たれることにより小笠原固有の生態系へ不可逆的な影響を及ぼすことが懸念される。

小笠原村では、人為的に持ち込まれたネコが飼養放棄され、集落内で飼い主のいないネコが増えたことにより、環境衛生の悪化、希少鳥類への被害が発生し始めた。そのため、関係機関や島内外の関係者、村民の協力のもとに、飼い主のいないネコの捕獲などの対策を進めるとともに、平成 1 0 年には日本で初めて飼いネコの適正飼養に関する条例を制定し、飼いネコの飼養登録などを進めてきた。これまでの長年の取り組みにより、アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリなどの希少種の生息数が回復するなどの成果が見られてきている。また、飼いネコの適正飼養が浸透することで、それらの希少種が野外で襲われるリスクが減少した。一方、一度外来種として野生に定着してしまったネコの捕獲については、その成果が現れ始めるまでに、多大な費用を投じ労苦を経験してきている。ネコの他にも、これまで多くの外来種対策が行われてきており、そのような中で、新たな外来種の侵入・拡散を防止することが、世界自然遺産管理の重要課題のひとつとなっている。そのため、ペットについても、新たな外来種として生態系に影響を及ぼさないよう、ペットと野生動物がすみ分けできる仕組みを構築することが求められている。

今般、小笠原特有の自然的、社会的状況を鑑みて、ペットを適切に取り扱うことにより、「人とペットと野生動物の共存」を実現し、村民の財産でもある小笠原諸島の自然環境の永続的な保全が、より高度に担保されるよう、この条例を制定し、豊かな暮らしと豊かな自然を紡ぐ村を目指す。

(目的)

第 1 条 この条例は、愛玩動物（以下「ペット」ともいう。）の適正な飼養及び管理について必要な事項を定め、環境衛生を保持し、愛玩動物による生態系に係る被害を未然に防止することで、小笠原村（以下「村」という。）において人とペットと野生動物の共存を実現するとともに、世界

自然遺産として顕著で普遍的な価値があると認められた小笠原固有の自然環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「愛玩動物」とは、愛玩又は鑑賞の目的で飼養され、又は保管されている動物をいう。ただし、次の各号で定める動物は除く。

- (1) 農業、畜産業、水産業の目的で飼養され、又は保管される動物
- (2) 前号の目的のほか食用の目的で飼養され、又は保管される動物
- (3) 運転又は牽引する動力の目的で飼養され、又は保管される動物
- (4) 学校施設及び児童福祉施設において、教育の目的で飼養され、又は保管される動物
- (5) 老人福祉施設において、福祉の目的で飼養され、又は保管される動物
- (6) 学術・開発研究機関、博物館相当施設及び博物館類似施設において、学術、開発、研究及び調査の目的で飼養され、又は保管される動物
- (7) 生態系保全の目的で飼養され、又は保管される動物
- (8) 小笠原村長（以下「村長」という。）がその他公益上特に必要と認める目的で飼養され、又は保管される動物

2 前項各号に定める動物であっても、犬及び猫は愛玩動物とみなす。

3 この条例において、「飼い主」とは、村内において愛玩動物を所有、占有又は管理する者（村民に限らない。）をいう。

(村の責務)

第 3 条 村は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、自然環境の保全又は愛玩動物の愛護と適正な飼養の普及啓発について活動を行っている関係行政機関及び関係団体等と連携又は協力して、これを実施しなければならない。

(村民等の責務)

第 4 条 村民及び村内に一時的に滞在する者（以下「村民等」という。）は、この条例の規定に基づいて行う施策に協力しなければならない。

2 村民等は、自ら飼養していない動物（野生動物を含む。）に対し、みだりに餌又は水を与えないよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

- 第5条 飼い主は、自ら飼養する愛玩動物（以下「飼養個体」という。）を、その生態、習性及び生理に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、人に迷惑をかけてはならず、飼養個体の健康及び安全を保持し、並びに飼養個体による生態系に係る被害を未然に防止しなければならない。
- 2 飼い主は、飼養個体が自己の所有に係るものであることを明らかにするよう、個体を識別するための措置をとるよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、飼養個体をみだりに繁殖させてはならず、適正に飼養することが困難とならないよう、又は生態系に係る被害を未然に防止するよう、繁殖を防止するための措置等をとるよう努めなければならない。

(愛玩動物の持込みの制限)

- 第6条 何人も、次の各号に掲げる愛玩動物を除き、村外から村内への愛玩動物の持込みをしてはならない。
- (1) 犬及び猫
- (2) 第8条第2項による登録を受けた愛玩動物（以下「登録個体」という。）

(動物の持込み申告の義務)

- 第7条 動物（愛玩動物に限らない。）を所有し、占有し、又は管理する者は、その動物を村外から村内へ持ち込み飼養する場合には、村長が別に定める規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、村長に申告しなければならない。

(愛玩動物の飼養登録の義務等)

- 第8条 飼い主は、村内で飼養個体が30日を越えて飼養される場合には、村内で飼養を開始した日から30日以内に、規則で定めるところにより、飼養個体の登録を村長に申請しなければならない。
- 2 村長は、第1項の規定による登録の申請があった場合には、登録し、規則で定めるところにより、申請した者に対し飼養個体の飼養登録証を交付しなければならない。
- 3 前項の規定による登録を受けた飼い主（以下「登録飼い主」という。）は、飼養登録証を紛失又は損傷した場合には、規則で定めるところにより、再交付を村長に申請しなければならない。
- 4 村長は、前項の規定による再交付の申請があった場合には、申請した

者に対し飼養登録証を再交付しなければならない。

- 5 登録飼い主は、登録事項に変更が生じた場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく登録事項の変更を村長に届け出なければならない。
- 6 登録飼い主は、登録個体の死亡、譲渡又は村外移転等により飼養登録の抹消の事由が生じた場合には、規則で定めるところにより、遅滞なく飼養登録の抹消を村長に届け出なければならない。
- 7 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定により登録を受けた犬は、第2項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、第1項、第5項及び第6項の規定は、適用しない。
- 8 登録飼い主は、毎年度、登録個体の飼養状況を村長に報告し、又は規則で定める村長が指定する獣医師（以下「獣医師」という。）の聞き取りを受けなければならない。
- 9 前号の規定により登録飼い主から登録個体の飼養状況の聞き取りをした獣医師は、飼い主の同意を得て、登録個体の飼養状況を村長に報告するものとする。

(愛玩動物の適正飼養の義務)

- 第9条 飼い主は、悪臭及びはえ、蚊、のみその他の衛生害虫の発生を防止するよう、飼養個体のふん尿その他の汚物を適正に処理しなければならない。
- 2 登録飼い主は、登録個体が命を終えるまで適正に飼養しなければならない。ただし、適正に飼養できる者へ登録個体を譲渡する場合は、この限りではない。
- 3 登録飼い主は、別表第1に掲げる愛玩動物を飼養する場合には、同表に規定する個体を識別するための措置をとらなければならない。ただし、登録個体の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合は、この限りではない。
- 4 登録飼い主は、別表第2に掲げる愛玩動物を飼養する場合には、同表に規定する繁殖を防止するための措置等をとらなければならない。ただし、登録個体の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合は、この限りではない。
- 5 登録飼い主は、登録個体を適正に飼養することが困難とならないよう、又は生態系に係る被害を未然に防止するよう、同一世帯又は同一施設内で同時に複数の別表第3に掲げる愛玩動物を飼養する場合には、同表に規定する飼養上限数以内で飼養しなければならない。

(愛玩動物の遺棄の禁止等)

第10条 何人も、みだりに愛玩動物を遺棄してはならない。

- 2 飼い主は、生態系に係る被害を未然に防止するため、飼養個体の特性に応じ、室内飼養又は飼養個体の逸走を防止するために必要な措置をとらなければならない。
- 3 愛玩動物を逸走させた者は、直ちに村長その他の関係機関に通報するとともに、逸走した愛玩動物の搜索及び捕獲等の必要な措置をとらなければならない。

(飼い主の会)

第11条 登録飼い主は、愛玩動物の適正飼養の推進を図るため、「飼い主の会」を結成し、又はこれに加入するよう努めなければならない。

- 2 飼い主の会は、飼い主及びその他の入会を希望する者で結成されるものとする。
- 3 飼い主の会の役割は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 環境衛生の保持に努めること。
 - (2) 愛玩動物の飼養を開始する者の相談窓口となること。
 - (3) 愛玩動物の適正飼養の推進に関し、村と協力し必要な普及啓発又は情報交換を行うこと。
 - (4) 前各号のほか条例の目的を達成するために必要な措置をとること。
- 4 村長は、飼い主の会が適切に結成され運営されるよう助言をしなければならない。

(審議会の設置)

第12条 村長は、この条例の施行及び運用に関し必要な助言を得るため、村長の附属機関として、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の所掌事務)

第13条 審議会は、村長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について、調査し、又は審議して答申し、又は村長に対し意見を具申する。

- (1) 愛玩動物の適正な飼養及び管理に関すること。
- (2) 愛玩動物による生態系に係る被害の未然防止に関すること。

- (3) その他村長が条例の目的を達成するため必要と認めること。

(審議会への諮問)

第14条 村長は、第6条を改正しようとする場合には、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者等の助言を踏まえ、審議会に諮問しなければならない。

(審議会の組織)

第15条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の職員 2人以内
- (2) 関係団体の役員又は職員 4人以内
- (3) 識見を有する者 4人以内
- (4) 飼い主の会の会員 2人以内

2 前項に定める者のほか、特別の事項を調査し、又は審議するため村長が必要と認める場合は、臨時に特別委員を置くことができる。

(審議会委員の任期)

第16条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に定める特別委員の任期は、前項の規定に関わらず、当該特別事項の調査審議期間とする。

(審議会の会長)

第17条 審議会に会長1人を置き、委員の内からこれを互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を行う。

(審議会の会議)

第18条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員及び特別委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムを利用して会議に出席することができる。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、環境課で処理する。

(審議会の委任)

第20条 第12条から前条までに定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(指導、勧告又は命令)

第21条 村長は、第6条から第10条までに規定する事項を遵守しない者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合には、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 村長は、前項のほか生態系に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、飼い主に対し、飼養個体の抑留、隔離、村外搬出その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(検査等)

第22条 村長は、この条例の運用に必要な限度において、飼い主に対し、飼養個体に関し報告を求め、又はその職員に、飼養個体の飼養施設その他必要な物件に立ち入り、物品又は飼養個体を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第23条 第21条第2項又は同条第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 第7条の規定による申告に関し虚偽の申告をし、又は第8条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、規則で定める日から施行する。

(小笠原村飼いネコ適正飼養条例の廃止)

2 小笠原村飼いネコ適正飼養条例(平成10年条例第30号。以下「旧条例」という。)は、この条例の施行日前日に廃止する。

(準備行為)

3 本条例第8条第1項による申請は、この条例の施行前にも行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に、村内で愛玩動物を飼養している場合には、本条例第8条第1項中「村内で飼養を開始した日」を「この条例が施行された日」と読み替えるものとする。

5 この条例の施行の際、現に、旧条例第3条第1項の規定による登録を受けている猫は、本条例第8条第3項の規定による登録を受けたものとみなす。この場合において、前項の規定は適用しない。

6 飼い主は、本条例第6条の施行の際、現に、村外から持込んだ愛玩動物を村内で飼養している場合には、飼養個体から繁殖した動物を村内で譲渡及び販売してはならない。ただし、同条第1号に掲げる愛玩動物は除く。

(検討)

7 村長は、村内の愛玩動物の飼養状況及び村外から村内への愛玩動物の持込み状況等を勘案し、本条例第6条の施行に向けて、同条の改正に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

8 村長は、村内の犬の飼養状況等を勘案し、犬の繁殖を防止するための措置等に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による別表第1の犬に関する規定は、この条例の施行の日以後の登録個体について適用し、この条例の施行の際、現に、登録されている個体については、なお従前の例による。

別表第1 (第9条第3項関係)

愛玩動物の種類	個体を識別するための措置
猫	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の2第1項に規定するマイクロチップの装着及び規則で定める首輪の装着
犬	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の2第1項に規定するマイクロチップの装着

別表第2 (第9条第4項関係)

愛玩動物の種類	繁殖を防止するための措置等
猫	生殖を不能にする手術

別表第4 (第9条第5項関係)

愛玩動物の種類	飼養上限数
猫	5
犬	5

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会運営規則

令和3年11月11日決定

(趣旨)

第1条 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例（令和2年条例第10号）（以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、村長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の半数以上から請求があったときに会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員及び議事に関係のある特別委員に対し、招集期日の七日前までに日時、場所及び議案その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(欠席)

第3条 委員及び議事に関係のある特別委員は、前項の規定による召集の通知を受けた場合において、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある特別委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(書面による議事)

第5条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、議案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、会長は、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会議の議事)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

2 会長は、会議を開催したときは、速やかに議事録を作成するものとする。

3 議事録は、会長及び会長の指名した出席委員2人が署名するものとする。

(答申書等)

第7条 会長は、審議会の議決があったときは、速やかに、答申書、建議書又は議決書を村長に提出するものとする。

(会議の公開)

第8条 会議の公開の手続きその他会議の公開に関し必要な事項は、小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会の公開に関する要綱に定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、決定の日から施行する。